



# ストップ！滞納

## 滞納整理強化期間実施中

### ～公平な税負担を確保するために～

市では、市民の皆さんに納めていただいた税金により、快適で住み良いまちづくりを行っています。税金は、皆さんの生活に欠かすことのできない行政サービスを推進するための大切な財源です。

税金は納期限内に納めていただくことが原則です。悪意のない納め忘れの場合でも、納期限内に納付しないで滞納すると、法律に基づき差押えという滞納処分を受けることがあります。

**督促状発送後、10日を経過した日までに完納しないときは、**

**「滞納者の財産を差し押さえなければならぬ」と法律で規定されています。**

#### 平成24年度差押え実績

差押えた財産	件数
預貯金	32件
給与・年金	31件
生命保険	56件
所得税還付金	2件
不動産	6件
合計	127件

#### 納税相談はお早めに

病気や失業などやむを得ない事情により納付が困難な方は、早期にご相談ください。

市役所の通常業務時間内に来庁できない方のために、次のとおり納税相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

#### 休日・夜間窓口

- 休日 毎週日曜日午前8時30分～正午  
※年末年始を除く
- 夜間 毎週火曜日の午後5時15分～7時  
※祝日および年末年始を除く
- 場所 収納課収納担当

#### ▶問い合わせ

同課収納担当(内線236・237)

#### 滞納処分の流れ

##### ◎督促状・催告書の発送

納期限までに納付がない場合に発送

##### ◎財産調査

督促状や催告書を発送しても納付がない場合は、勤務先、金融機関、生命保険会社、取引先、日本年金機構などに財産調査を実施

##### ◎差押え

財産の差押え

##### ◎取立・公売

差押えた財産を強制的に取立や公売をして金銭に換え、滞納している税金に充当

#### 口座振替をご利用ください

市税は口座振替で納付できます。

安心・確実・便利な口座振替をぜひご利用ください。市内金融機関または市役所で申し込みできます。

#### コンビニで納付できます

市税はコンビニエンスストアで納付できます。休日・夜間、時間を問わずに納付できますので、ぜひご利用ください。

なお、納期限を過ぎた納付書など、取り扱いができない場合があります。ご注意ください。

#### 電話での納付確認を実施中

市税の未納がある方に「行田市納税コールセンター」から、電話での納付の確認と納付の呼び掛けを行っています。

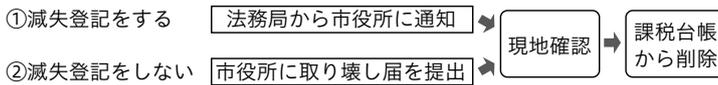
## 固定資産税に関する届け出などをお忘れなく

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の登記簿上の名義人に課税されます。

このため、年内に売買などを行っても、**所有権移転などの登記が済んでいない場合には、前の所有者に課税されてしまいます**ので、早めに登記を済ませてください。

また、家屋を取り壊した場合には、「家屋取り壊し届」を税務課へ提出してください。

### 《登記建物を取り壊した場合》



### 《未登記建物を取り壊した場合》



これらの手続きが行われない場合は、引き続き課税されてしまうことがありますのでご注意ください。

なお、「家屋取り壊し届」の用紙は税務課で配布している他、市ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

また、今年、市内に転入された方で転入前から本市に固定資産をお持ちの方、または本市に固定資産を共有名義でお持ちの方で市内に転居された方は、**来年度の納税通知書が転入前または転居前の住所に届いてしまう恐れがあります**ので、税務課資産税担当に送付先の確認を行ってください。

▶問い合わせ 同課資産税担当(内線233・234)

## 個人住民税の均等割が引き上げになります

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、地方公共団体が実施する防災に必要な財源を確保するため、平成26年度から個人住民税(個人市民税・県民税)の均等割が引き上げになります。

▶期間 平成26年度から35年度までの10年間

▶納める額(均等割税率)

	現行 (年額)	引き上げ後 (年額)
個人市民税	3,000円	3,500円
個人県民税	1,000円	1,500円
合計	4,000円	5,000円

※均等割は所得金額にかかわらず定額で課税されます。

※個人住民税が非課税の方は引き上げによる影響はありません。

▶問い合わせ 税務課市民税担当(内線231)

## 税務署からのお知らせ 消費税法が一部改正されます

消費税法の一部が改正され、平成26年4月1日から消費税(地方消費税を含む)の税率が8%に引き上げられます。

なお、事業者には義務付けられている「総額表示義務」については、一定期間総額表示を要しないとする特例措置が設けられましたので、詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

また、行田税務署において「改正消費税相談コーナー」を設置していますので、ご不明な点がありましたら、問い合わせください。

▼問い合わせ 同署 ☎556-2121  
(自動音声案内2番を選択)

## 「障害者控除認定書」を 発行します

所得税および住民税の障害者控除を受けるためには、身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳の交付を受けていることが原則です。しかし、これらの手帳の交付を受けていない方でも、申請に基づいて市が発行する「障害者控除認定書」により控除を受けることができます。認定書の交付を希望する方は、認定までに時間を要しますのでお早めにご相談ください。

なお、認定書は毎年更新となりますので、

で、昨年交付を受けた方も申請が必要です。

▼対象 65歳以上の介護認定(要介護1〜5)を受けている方で、要介護認定の状況により身体障害者および知的障害者などに準ずるものと認められる方

▼申請時に必要なもの 介護保険被保険者証、印鑑、申請者の身分を証明するもの(運転免許証など)

▼問い合わせ 高齢者福祉課介護認定担当(内線269)

## 木造住宅の耐震診断および耐震改修 工事をする方に補助金を交付します

市では7月から木造住宅の耐震診断および耐震改修工事をする方への補助制度を実施しています。内容を確認の上、申請してください。

▼対象 昭和56年5月31日以前に着工した一戸建ての住宅および兼用住宅

### ▼補助金額

【耐震診断】診断費用の2分の1(上限5万円)

【耐震改修工事】耐震工事費用の23パーセント(上限20万円)

▼注意 申請は診断または改修工事前にしてください。

▼その他 詳細は開発指導課または市ホームページでご確認ください。

▼申し込み・問い合わせ 同課建築指導担当 ☎550-1551